

JGAP トレーサビリティの確認におけるガイドライン

以下のトレーサビリティに関係する管理点については、JGAP 総合規則 2014 「6.1(2) 並行生産」、
「6.1(3) 並行所有」、 「7.5 JGAP 認証農場で生産された農産物」の*注1) “団体から出荷・販売された農産物” 及び「7.6 JGAP 認証農場で生産された農産物の購買」について、その実態がある場合には、該当する総合規則の要求を満たしていることを確認すること。

- ・【JGAP 農場用 管理点と適合基準】(茶) 2012 3.2.1、3.2.2、3.2.3、3.2.4
- ・【JGAP 農場用 管理点と適合基準】(日本緑茶) 第1版 19.2、19.3、19.4、19.6
- ・【JGAP 農場用 管理点と適合基準】(青果物) 2010 3.2.2、3.2.3
- ・【JGAP 農場用 管理点と適合基準】(穀物) 2012 3.2.1、3.2.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、
3.2.6、3.2.7、3.2.8、3.2.9
- ・【JGAP 農場用 管理点と適合基準】(穀物) 2.1版 18.2、18.3
- ・【JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準】2012 6.1、6.2、6.3
- ・【JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準】2.2版 6.1、6.2、6.3

参照：6.1(2) 並行生産について

同一農場の一元的管理を実施しているエリア内で、同一品目について、JGAP 審査・認証の対象となる農産物と非対象の農産物の並行生産は認めない。(「トレーサビリティの確認におけるガイドライン」参照)

参照：6.1(3) 並行所有について

JGAP 認証農場で生産された農産物(7.5参照)と、そうでない同一品目の農産物を農場・団体が購買・所有することは可能である。(「トレーサビリティの確認におけるガイドライン」参照)

参照：「7.5 JGAP 認証農場で生産された農産物」の*注1) “団体から出荷・販売された農産物”

JGAP 認証農場で生産された農産物とは、個別認証を得た農場で生産された農産物、または団体認証を得た団体から出荷された農産物を指し、JGAP 認証書に記載のある農産物であり、かつ JGAP 認証書に記載のある農産物取扱い施設で取り扱われたものである。

認証日から認証の有効期限までの間に農場または団体から出荷・販売された農産物(*注1)を、JGAP 認証農場で生産された農産物として取り扱うことが可能である。

認証を得た団体に所属する農場が、団体とは関係なく農産物を出荷・販売する場合、それは審査を受け認証を得た団体の管理の仕組みの外で扱われる農産物であるとし、JGAP 認証農場で生産された農産物と称して出荷・販売してはならない。JGAP 認証農場で生産された農産物だけが、本規則10のJGAP マークの使用を許可される。

*注1) “団体から出荷・販売された農産物”とは、団体事務局の統治下にある状態で出荷・販売される農産物を言う。団体事務局を経由した販売が望ましいが、そうでない場合には、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 団体に所属する農場が“JGAP 認証農場で生産された農産物”として農産物を販売することに対して、販売した農産物は団体が保証する(問題が発生した時には当該団体事務局が責任を取る)旨の合意書を当該農場と団体事務局が取り交わしている。この記録は当該農場の販売先が要求した場合には、団体事務局から販売先へ提示する必要がある。

(2) 団体に所属する農場が“JGAP 認証農場で生産された農産物”として農産物を販売した場合のトレーサビリティを団体事務局が確認した記録を団体事務局が保管している。

(3) 団体に所属する農場が“JGAP 認証農場で生産された農産物”として農産物を販売する場合、当該農場名だけでなく、団体名も入れて販売している。(「トレーサビリティの確認におけるガイドライン」参照)

参照：JGAP 総合規則 2014 「7.6 JGAP 認証農場で生産された農産物の購買」

JGAP 認証農場・団体は、別の JGAP 認証農場・団体が販売する同一品目の JGAP 認証農場で生産された農産物を購買して、自分の農場・団体の JGAP 認証農場で生産された農産物と合せて取扱い、JGAP 認証農場で生産された農産物として出荷・販売することは以下の条件の下で可能である。但し、総合規則 2014 において本項(2)が認められる農産物は茶のみとする。

(1) 個別認証の農場あるいは団体認証の団体からの購買の場合

- a. 購買した農産物の受入記録から出荷・販売の記録までのトレーサビリティを購買者が確認している。
- b. 購買者は、購買した認証農場・団体から JGAP 認証書の写しを入手し、JGAP 認証状態の適切性（農場・団体名、品目、有効期限）を確認している。

(2) 出荷元の団体事務局を経由しない購買の場合

- a. 購買した農産物の受入記録から出荷・販売の記録までのトレーサビリティを購買者が確認している。
- b. 購買者は、出荷元の認証団体から JGAP 認証書の写しを入手し、JGAP 認証状態の適切性（団体名、品目、有効期限、所属農場名に購買した農場が入っているか）を確認している。
- c. 販売した農産物は出荷元の団体が保証する（問題が発生した時には当該団体事務局が責任を取る）旨の合意書を購買者が得ている。
- d. 購買者は販売先に購買の事実を伝えている。

上記(1)(2)は、「トレーサビリティの確認におけるガイドライン」参照のこと。尚、農場・団体で、購買した農産物に対して JGAP に上乘せした独自の基準（製品品質基準等）の遵守状況を確認したい場合には、農場・団体の判断で実施すればよい。

以上